

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
------------------	---

1. 政策体系上の位置付け

基本目標 VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標 4	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること
施策目標 4-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
個別目標 1	質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること
	(主な事務事業) ・社会福祉士及び介護福祉士の養成推進 ・福利厚生センター運営事業 ・中央福祉人材センター運営事業
個別目標 2	福祉サービスの第三者評価を普及すること
	(主な事務事業) ・福祉サービスの質の向上の為の措置の援助
施策の概要（目的・根拠法令等）	
1 目的等 より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生の実施等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。	
2 根拠法令等 ○社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) ○福祉サービス第三者評価事業に関する指針について(平成16年5月7日雇児発第0507001、社援発第0507001号、老発第0507001号) ○「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平195年厚生労働省告示第289号)	
主管部局・課室	社会・援護局福祉基盤課
関係部局・課室	-

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	35.5 【-】	-	37.2 【-】	集計中	集計中
2	社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格	12.5 【-】	-	11.1 【-】	集計中	集計中

	者割合（単位：％） （前年度以上／毎年度）					
3	第三者評価受審件数（単位：件） （前年度以上／毎年度）	－	60	1,698 【2830.0%】	2,135 【125.7%】	2,935 【137.5%】
<p>（調査名・資料出所、備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、「社会福祉施設等調査報告」（厚生労働省大臣官房統計情報部）及び「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。また、平成14年度及び16年度の数値を取っていない。 なお、介護サービス施設・事業所調査については、平成17年の介護保険法の改正に伴い、平成18年度より介護予防サービスが創設され、従来の指定サービス事業者の大半が指定サービスと介護予防サービスの双方を行っているものと見込まれるため、多数の従事者が重複して計上されている。このため、正確な従業者数の把握が困難であり、今後、別の指標を検討する必要がある。 指標3は、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）調べによる。本指標は、平成16年5月7日付けで発出した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下「指針」という。）に基づき実施している事業に関する数値であるため、平成16年度から数値を記載しているものである。 なお、東京都においては、指針の発出前から第三者評価事業を実施していたが、18年度実績までは、全社協に対して、指針で報告するものとされている事業の実施状況等を報告していなかったため、昨年実績評価書を作成した平成19年8月時点においては、各年度の第三者評価の受審件数について、東京都における受審件数を含めずに記載していた。 しかし、19年度実績より、東京都が全社協に対して事業の実施状況等を遡って報告することとしたため、本モニタリング結果報告書においては、東京都における受審件数も含めた件数を記載している。 <p>※「第三者評価」とは、社会福祉法人等が提供する福祉サービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的立場から行う評価であり、福祉サービスの利用者による適切なサービス選択を可能にするとともに、福祉サービスの質の向上を図るものである。</p>						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1						
質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	35.5 【-】	-	37.2 【-】	集計中	集計中
2	社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	12.5 【-】	-	11.1 【-】	集計中	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、「社会福祉施設等調査報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)及び「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。また、平成14年度及び16年度の数値を取っていない。 なお、介護サービス施設・事業所調査については、平成17年の介護保険法の改正に伴い、平成18年度より介護予防サービスが創設され、従来の指定サービス事業者の大半が指定サービスと介護予防サービスの双方を行っているものと見込まれるため、多数の従事者が重複して計上されている。このため、正確な従業者数の把握が困難であり、今後、別の指標を検討する必要がある。 						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	介護福祉士登録者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	351,267 【116.8%】	409,369 【116.5%】	467,701 【114.2%】	547,711 【117.1%】	639,354 【116.7%】
2	社会福祉士登録者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	48,409 【126.9%】	58,952 【121.8%】	70,968 【120.4%】	83,355 【117.5%】	95,216 【114.2%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、社会・援護局福祉基盤課調べによるものであり、毎年9月末日現在の数値である。 【参考】厚生労働省ホームページ (介護福祉士) http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi6.html (社会福祉士) http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi3.html 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 社会福祉士及び介護福祉士の養成推進						
平成19年度 : 18,267百万円の内数(補助割合:[国10/10])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 必要な知識・技術を備えた社会福祉士及び介護福祉士を養成するための教育内容、基準等の設定、養成施設の指導・監督、社会福祉士及び介護福祉士に必要な知識・技能を備えているかを確認するための試験の実施等の事業を行う。						
事務事業名 : 福利厚生センター運営事業						
平成19年度 : 159百万円(補助割合:[国10/10])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所						

	都道府県、市区町村、独立行政法人、 <u>社会福祉法人</u> 、公益法人 その他（ ）
概要：	<p>福利厚生センターは、福祉・介護サービス分野の多くを占める小規模事業者が単独で取り組むことの難しい福利厚生事業の充実を、全国規模で共同化することにより、福祉・介護サービス分野における人材に対する福利厚生の向上を図る。</p> <p>具体的な事業としては、健康支援事業として生活習慣病予防検診費用助成、会員に対する健康生活用品の給付、生活支援事業として永年勤続記念品の贈呈等、また、余暇支援事業としてクラブ・サークル活動支援事業等の事業を行う。</p>
事務事業名	中央福祉人材センター運営事業
平成19年度 予 算 額	58百万円（補助割合：[国10/10]） <u>一般会計</u> 、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、 <u>社会福祉法人</u> 、公益法人 その他（指定法人）
概要：	<p>中央福祉人材センターは、社会福祉法に基づき設置され、社会福祉事業従事者の確保を推進するものである。</p> <p>具体的な事業としては、都道府県福祉人材センターの業務である福祉分野への就労を希望する者への職業紹介や就職説明会の実施等について、連絡調整や指導を行うほか、人材需給情報の収集・提供、社会福祉事業従事者や都道府県人材確保相談員の研修を行う。</p>

個別目標2						
福祉サービスの第三者評価を普及すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	第三者評価受審件数(単位:件) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。	—	60	1,698 【2830.0%】	2,135 【125.7%】	2,935 【137.5%】
(調査名・資料出所、備考)						
<p>・指標1は、全社調べによる。本指標は、指針に基づき実施している事業に関する数値であるため、平成16年度から数値を記載しているものである。</p> <p>なお、東京都においては、指針の発出前から第三者評価事業を実施していたが、18年度実績までは、全社協に対して、指針で報告するものとされている事業の実施状況等を報告していなかったため、昨年実績評価書を作成した平成19年8月時点においては、各年度の第三者評価の受審件数について、東京都における受審件数を含めずに記載していた。</p> <p>しかし、19年度実績より、東京都が全社協に対して事業の実施状況等を遡って報告することとしたため、本モニタリング結果報告書においては、東京都における受審件数も含めた件数を記載している。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 福祉サービスの質の向上の為の措置の援助						
平成19年度 : 9百万円(補助割合:[国10/10])						
予算額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 第三者評価事業の円滑かつ適切な普及・定着を図るため、全国社会福祉協議会において、評価事業普及協議会、評価基準等委員会を運営するとともに、評価調査者の指導者の養成研修等を実施する。						